

①小児救急医療

a) 休日夜間の初期救急

既存の休日夜間急患センター等を活用し、地域の診療所医師を中心に、連携病院の協力を得ながら、24時間体制で初期の小児救急を実施

b) 初期救急の後方支援

連携強化病院又は高次機能病院において24時間体制で後方病院としての機能が発揮できるよう、医療機関間の搬送について、ドクターカー、病院救急車、民間救急車、ドクターヘリ等のヘリコプターによる搬送体制を確保

②医師派遣

高次機能病院は、連携強化病院、連携病院及び診療所へ医師を派遣

③研修・共同診療

高次機能病院は、連携強化病院、連携病院及び診療所の医師のための研修や共同診療の場を提供

3. 関係者の役割

計画の策定及びその実行に当たって、国、都道府県、市町村及び関係団体が果たすべき役割は次に示すとおり。

(1) 国

①医療計画・医療法上への位置付け

国は、一連の集約化・重点化について、これらを該当圏域において実施する都道府県の医療計画に必須の記載事項として組み込むよう、医療法上に位置付けるとともに、その基となる指針を示す。

また、都道府県が設置する地域医療対策協議会について、医療法上に位置付ける。

なお、国は、日本赤十字社、済生会等の公的病院に対して、集約化・重点化の計画に参加するよう要請する。

②地方厚生局による協力

地方厚生局は、複数の県にまたがる広域調整が必要である場合には、地域医療対策協議会の求めに応じ、これに協力する。

また、集約化・重点化に伴い必要となった臨床研修病院のプログラム変更等について、円滑に進められるよう配慮する。

③病院職員の異動に伴う法令上の問題の解決

国は、医師、病院職員の異動の際に生じる身分の問題等、

法令上の解決等が必要となる場合には、都道府県等と協力しつつ適切に対応する。

④ 医師確保についての大学への働きかけ

国は、大学に対し、一連の集約化・重点化に協力するよう要請する。

⑤ 連携病院への医師派遣

国は、連携強化病院から連携病院へ定期・不定期の医師派遣を行うことにより生じる兼業の問題等、法令上の解決等が必要となる場合には、都道府県等と協力しつつ適切に対応する。

⑥ 病床に係る特例措置

国は、集約化・重点化の結果、連携強化病院において病床を増床する必要がある場合には、知事特例による措置を考慮する。

⑦ 診療報酬上の評価の検討

国は、集約化・重点化を促進するための診療報酬上の評価の在り方について検討する。

⑧ 財政的支援

国は、既存の仕組み等を活用した、連携病院等への財政上の支援に努める。

⑨ 病院評価の導入

国は、(財)日本医療機能評価機構に対して、同機構が実施する病院機能評価において、小児医療の連携体制が評価項目となるよう要請する。

⑩ 関係団体への協力要請

国は、都道府県が開催する地域医療対策協議会に、医師会、日本小児科学会及び日本小児科医会が参加するよう要請する。

(2) 都道府県

① 地域医療対策協議会における検討

都道府県は、集約化・重点化の実施に当たっては、市町村、住民代表はもちろん、都道府県医師会、日本小児科学会、日本小児科医会、大学医学部等の関係者から成る地域医療対策協議会を設置し、検討を進める。

なお、複数の県にまたがる広域調整等が必要な場合には地方厚生局の協力を要請する。

② 対象病院の設定

都道府県は、地域医療対策協議会等の検討を基に、当該圏域ごとに連携強化病院及び連携病院を設定する。

③小児医療の連携体制の構築

都道府県は、集約化・重点化を実施する場合には、対象病院はもちろん、小児科を標榜する診療所を含めてその連携体制について検討する。

その際、医療機関間搬送、医師派遣、医師確保についても検討する。

④高次機能病院の検討

都道府県は、集約化・重点化及び連携体制の構築を検討するに当たっては、都道府県内において高度な小児救命救急、新生児医療等に対応可能なP I C UやN I C Uを設置する高次機能病院による、集約化・重点化の対象となる病院の支援方策を検討する。

⑤医療計画への記載

都道府県は、国が示す医療計画の指針及び本報告書に基づき、国の定める期限までに集約化・重点化の適否を検討し、必要と判断した場合には、その計画を策定し、医療計画に記載し実施する。

⑥医療機関間の搬送体制整備

都道府県は、ドクターヘリ、ドクターカー、病院救急車、民間救急車等を活用し、診療所を含めた医療機関の搬送体制を整備する。

⑦病院職員の異動に伴う開設者としての配慮

都道府県は、都道府県立病院の医師、病院職員の異動に係る身分の問題等について、開設者としての配慮をする。

⑧連携病院への医師派遣に係る調整

都道府県は、集約化・重点化が実施された後の連携強化病院から連携病院への定期・不定期の医師派遣の問題等について、調整を図る。

⑨病床に係る特例措置

都道府県は、集約化・重点化の結果、連携強化病院において病床を増床する必要がある場合には、知事特例による措置を考慮する。

⑩財政的支援

都道府県は、既存の仕組み等を活用した、連携病院等への財政上の支援に努める。

⑪住民への説明

都道府県は、地域医療対策協議会の検討の状況を適宜公開するほか、住民との意見交換会や説明会を市町村と協力して開催し、住民の理解を得るよう努める。

(3) 市町村

市町村は、都道府県と地域において緊密に協力し、圏域における病院の集約化・重点化の検討に積極的に参加し、その実現に努める。

(4) 関係団体

本ワーキンググループに参加する関係団体は、自らの会員に対して本報告書の趣旨を周知し、当該都道府県が集約化・重点化を実施することとした場合には参加を促す。

また、会員は本報告書の趣旨を住民に知らせるよう努める。

① 医師会

a) 都道府県医師会、市区医師会は、地域医療対策協議会に参加し、その実現に協力する。

b) 日本医師会は、地域医師会を通じて、地域において初期の小児救急体制が円滑に機能するよう努める。

② 日本小児科学会

a) 日本小児科学会は、日本小児科学会の地方会が集約化・重点化の計画を進めるための地域医療対策協議会に参加し、地域の小児医療の確保に協力する。

b) 日本小児科学会は、自ら公表した「小児医療提供体制改革ビジョン」を基に、その作成に参画した本ワーキンググループ報告書について、国や都道府県とともに学会員を通じて大学病院等の理解を得るよう努める。

c) 日本小児科学会は日本小児科学会地方会が地域の実情に合わせて作成した全国各地域のモデルを都道府県へ情報提供する。

d) 日本小児科学会は国が目指す小児医療提供体制において、小児医療の質を確保するよう協力する。

③ 日本小児科医会

a) 日本小児科医会は、地方医会が集約化・重点化の計画を進めるための地域医療対策協議会に参加し、地域の小児医療の確保に協力する。

b) 日本小児科医会は、初期の小児救急における診療が休日夜間を含め 24 時間提供できるように、都道府県とともに地域の実情を踏まえた検討を行い、初期の小児救急体制において、休日夜間診療の当番体制に会員が参加するよう努める。

Ⅲ 産科部門を有する病院の集約化・重点化について

1. 集約化・重点化に向けての基本的な考え方

(1) 取組の主体

産科部門を有する病院の医師の確保が困難な地域においては、前述の集約化・重点化に取り組む必要がある。その場合、地域医療の確保という観点から、都道府県が中心にならない。具体的な検討や実行に当たっては、既存の地域医療対策協議会、周産期医療協議会等の中長期的な検討を含めて活用し、市町村、住民代表はもちろん、医師会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、大学医学部等の関係者を加えるものとする。

(2) 対象病院

集約化・重点化の計画を策定するに当たっては、原則として公立病院を中心として、地域の実情に応じて他の公的な病院も対象とし、民間病院についても希望があれば、その対象とする。

(3) スケジュール

国は、平成 17 年末までに、新たな医療計画の作成指針に、産科部門を有する病院の集約化・重点化の考え方を示す。

都道府県は、この考え方に基づいて、地域の実情を十分に踏まえながら、集約化・重点化の必要性を検討し、当該都道府県としての実施の適否を決定の上、平成 18 年度末を目途に、その具体策を取りまとめるものとする。この具体策は、遅くとも平成 20 年度までに取りまとめる全体の医療計画の中に盛り込む。

2. 集約化・重点化計画の策定

産科部門を有する病院を都道府県単位で見た場合、①高度の周産期医療を行うことのできる総合周産期母子医療センタークラスの病院、②比較的高度の周産期医療を行うことのできる地域周産期母子医療センタークラスの病院及び③いずれでもない病院、の三種類がある。

都道府県がこれらの病院の集約化・重点化を検討するに当たっては、まず、産科医療がおおむね完結するような圏域を設定する（後述）。

次に、地域周産期母子医療センタークラスの病院の中から、圏域内で中心的な役割を果たす病院（以下「連携強化病院」という。）を1か所ないし数箇所設定し、併せて地域において連携強化病院に協力する病院（以下「連携病院」という。）を設定する。

連携強化病院には、機能や役割を集中させることとし、連携病院との間で産科部門・産科医師の再編成・再配置を行う。

(1) 圏域における産科の診療状況

当該都道府県内の医師確保が困難な地域について、既存の周産期医療ネットワークを基に、産科医師数はもちろん、地域の人口、分娩の状況、地理的な要因、産科診療所の配置、小児科医師・新生児科医師数、NICUの有無、その他の診療科の所在の状況等を総合的に勘案して圏域を設定する。その際、必ずしも既存の医療圏にとらわれる必要はなく、例えば複数の二次医療圏から成る独自の圏域を設定してもよい。

(2) 連携強化病院

地域周産期母子医療センタークラスの病院の中から連携強化病院を設定する。連携強化病院は、原則として複数の連携病院と連携を図る。

① 診療機能等

a) 産科医療

ア) 取扱分娩件数

特に定めないが、当該病院の位置付けや圏域の実情を勘案し、ハイリスク分娩を中心とし、安定的な産科医療が提供できる程度とすること。

イ) 産科外来

ウ) 産科病床・病棟

b) 婦人科医療

全身麻酔手術件数

特に定めないが、当該病院の位置付けや圏域の実情を勘案すること。

c) 小児科・新生児科医療

ア) 小児科外来

イ) 小児科病床・病棟

ウ) NICU

② 医師配置

宿日直の体制も含めて適切な勤務体制が確保できること。

a) 産科医療

5人以上

(ただし、当該病院の位置付けや圏域の実情を勘案し、引き続き増員に努め、可能な限り10人以上とする。)

b) 小児科・新生児科医療

特に定めないが、当該病院の位置付けや小児科の場合の「連携強化病院」の基準を参考に、圏域の実情を勘案して配置すること。

③ 診療支援の体制

a) 医師派遣

必要に応じ、連携病院の外来診療等に対し、定期・不定期に産科医師を派遣

b) アクセスの確保、診療の支援等

ア) 必要に応じ、分娩用の宿泊設備の提供（空床の目的外使用等も検討）

イ) 母体搬送車等の提供

ウ) IT等による遠隔診療支援

エ) いわゆるオープン病院システムによる分娩室・手術室の提供等

c) その他

地域の連携病院や診療所の産科医師に研修の場を提供

(3) 連携病院

連携強化病院との関係も考慮しつつ、連携病院を設定する。

① 診療機能等

a) 産科医療

ア) リスクの低い分娩等

イ) 妊婦健診等を含めた分娩前後の診療

ウ) 産科病床・病棟

適正数とする。

b) 婦人科医療

ア) 外来医療

イ) 大きな手術（広汎子宮全摘出術以上）や悪性腫瘍に対する放射線治療等は、連携強化病院と機能に応じて分担する。

c) 小児科・新生児科医療

特に定めないが、当該病院の位置付けや圏域の実情を勘案すること。

② 医師配置

a) 産科医療

特に定めないが、当該病院の位置付けや圏域の実情を勘

案すること。

b)小児科・新生児科医療

特に定めないが、当該病院の位置付けや圏域の実情を勘案すること。

3. 関係者の役割

計画の策定及びその実行に当たって、国、都道府県、市町村及び関係団体が果たすべき役割は次に示すとおり。

(1) 国

①医療計画・医療法上の位置付け

国は、一連の集約化・重点化について、これらを該当圏域において実施する都道府県の医療計画の必須の記載事項として組み込むよう、医療法上に位置付けるとともに、その基となる指針を示す。

また、都道府県が設置する地域医療対策協議会について、医療法上に位置付ける。

なお、国は、日本赤十字社、済生会等の公的病院に対して、集約化・重点化の計画に参加するよう要請する。

②地方厚生局による協力

地方厚生局は、複数の県にまたがる広域調整が必要である場合には、地域医療対策協議会の求めに応じ、これに協力する。

また、集約化・重点化に伴い必要となった臨床研修病院のプログラム変更等について、円滑に進められるよう配慮する。

③病院職員の異動に伴う法令上の問題の解決

国は、医師等、病院職員の異動の際に生じる身分の問題等、法令上の解決等が必要となる場合には、都道府県等と協力しつつ適切に対応する。

④医師確保についての大学への働きかけ

国は、大学に対して、一連の集約化・重点化に協力するよう要請する。

⑤連携病院への医師派遣

国は、連携強化病院から連携病院へ定期・不定期の産科医師派遣を行うことにより生じる兼業の問題等、法令上の解決等が必要となる場合には、都道府県等と協力しつつ適切に対応する。

⑥病床に係る特例措置等

国は、連携強化病院が、その空床を分娩用の宿泊設備等他

の目的で使用できるよう、諸手続を整理する。

また、集約化・重点化の結果、連携強化病院が病床を増床する必要がある場合には、知事特例による措置を考慮する。

⑦診療報酬上の評価の検討

国は、集約化・重点化を促進するための診療報酬上の在り方について検討する。

⑧財政的支援

国は、既存の仕組み等を活用した、連携病院等への財政上の支援に努める。

⑨病院評価の導入

国は、(財)日本医療機能評価機構に対して、同機構が実施する病院機能評価において、産科医療の連携体制が評価項目となるよう要請する。

⑩関係団体への協力要請

国は、都道府県が開催する地域医療対策協議会に、医師会、日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医会が参加するよう要請する。

(2) 都道府県

①地域医療対策協議会における検討

都道府県は、集約化・重点化の実施に当たっては、市町村、住民代表はもちろん、都道府県医師会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、大学医学部等の関係者から成る地域医療対策協議会を設置し、検討を進める。その際、都道府県が設置する現行の周産期医療協議会及び周産期医療ネットワークについては、これを尊重しつつ、十分に連携・協力すること。

なお、複数の県にまたがる広域調整等が必要な場合には地方厚生局の協力を要請する。

②対象病院の設定

都道府県は、地域医療対策協議会等の検討を基に、当該圏域ごとに連携強化病院及び連携病院を設定する。

③産科医療の連携体制の構築

都道府県は、集約化・重点化を実施する場合には、対象病院はもちろん、産科を標榜する診療所等を含めてその連携体制について検討する。

その際、医療機関間搬送、医師の派遣、医師確保についても検討する。

④既存の総合周産期母子医療センターとの連携

都道府県は、集約化・重点化及び連携体制の構築を検討するに当たっては、高度の周産期医療を行うことのできる総合

周産期母子医療センタークラスの病院との連携に配慮する。

⑤医療計画への記載

都道府県は、国が示す医療計画の指針及び本報告書に基づき、国の定める期限までに集約化・重点化の適否を検討し、必要と判断した場合には、その計画を策定し、医療計画に記載し実施する。

産科医師の分布には相当の地域偏在があり、状況が大きく異なることから、全国一律に対応する必要はない。仮に、集約化・重点化を実施する場合であっても、地域の実情を十分に踏まえた対応が望まれる。例えば、東北地方各県のように産科医師の偏在が著しく深刻な県においては、そもそも産科医師の絶対数が少ないことから、県単位での集約化・重点化は困難であり、複数の県から成るブロック単位で集約化・重点化を考える必要がある。

⑥医療機関間搬送

都道府県は、ドクターヘリ、ドクターカー、病院救急車、民間救急車等を活用し、診療所を含めた医療機関の搬送体制を整備する。

⑦病院職員の異動に伴う開設者としての配慮

都道府県は、都道府県立病院の医師等、病院職員の異動の際の身分の問題等について、開設者としての配慮をする。

⑧連携病院への医師派遣に係る調整

都道府県は、集約化・重点化が実施された後の連携強化病院から連携病院への定期・不定期の医師派遣の問題等について、調整を図る。

⑨病床に係る特例措置

集約化・重点化の結果、連携強化病院において病床を増床する必要がある場合には、知事特例による措置を考慮する。

⑩財政的支援

都道府県は、既存の仕組等を活用した、連携病院等への財政上の支援に努める。

⑪住民への説明

都道府県は、地域医療対策協議会の検討の状況を適宜公開するほか、住民との意見交換会や説明会を市町村と協力して開催し、住民の理解を得るように努める。

(3) 市町村

市町村は、都道府県と地域において緊密に協力し、圏域における病院の集約化・重点化の検討に積極的に参加し、その実現に努める。

(4) 関係団体

以下に示す関係団体は、会員に対して本報告書の趣旨を

周知し、当該都道府県が集約化・重点化を実施することとした場合には参加を促す。

また、会員は本報告書の趣旨を住民に知らせるよう努める。

① 医師会

都道府県医師会、市区医師会は、地域医療対策協議会に参加し、その実現に協力する。また、日本医師会は、各地域医師会に対し、これを促す。

② 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会

日本産科婦人科学会地方部会及び日本産婦人科医会都道府県支部は、地域医療対策協議会に参加し、その実現に協力する。

(5) その他

① 都道府県が現に設置する、周産期医療協議会及び周産期医療ネットワークは十分に尊重するものとするが、一連の検討の結果、その再編が必要となる場合もある。

② 産科医が減少している現状では、既存の産科診療所はこれまで以上に大きな役割を担う必要がある。そうした中で集約化・重点化を行い、結果として後方施設としての病院の産科部門が縮小や廃止ということになれば、診療所への影響も免れないため、その計画や実施に当たっては十分な配慮が必要である。

③ 集約化・重点化を実施しない地域も含めた中長期的な産科医師・産科医療確保対策については、国や関係団体等で引き続き検討を進める。